

木更津市心の教育推進協議会規約

(設置)

第1条

木更津市立小・中学校における児童生徒の「自立する力」と「共生する姿勢」を育む心の教育を、家庭・地域社会・学校及び行政が一体となって協議・推進することを目的として、木更津市心の教育推進協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(事業内容)

第2条

本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新木更津プランの重点目標のひとつである「自他を大切にする心の育成」を目指し、心の教育及びそれに関わる問題について情報収集、情報交換を行い、実態把握を行う。
- (2) 心の教育及びそれに関わる問題について共通理解を図り、その充実と問題の解消に向けて、活動を行う。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業及び関係諸機関・組織との連携を図る。

(委員の構成)

第3条

協議会は、委員30名以内で組織し、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校職員
※ (管理職・養護教諭・特別支援コーディネーター・生徒指導担当等)
- (2) 市会計年度任用職員
※ (スクールソーシャルワーカー・スクールサポートティーチャー・心の相談員・特別支援教育支援員・読書相談員・幼児言語教室職員・あさひ学級職員等)
- (3) 市行政職員
※ (特別支援教育担当・生徒指導担当・あさひ学級担当・幼児言語教室担当等)
- (4) 会長が委員として必要と認めるもの

(任期)

第4条

委員の任期は、当該年度の委嘱日から3月31日までとする。ただし、委員がかけた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

3 会長が必要と認める場合、年度途中での新たな委員への委嘱を行うことができる。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2. 会長は、木更津市教育委員会教育長とする。
3. 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4. 副会長は、1名を置き、会長の指名により定める。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条

協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条

協議会の庶務は、教育委員会学校教育課が担当する。

(委任)

第8条

この規約に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、令和4年6月22日から施行する。